

入札説明書

令和5年札幌市告示第2914号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和5年6月26日

2 契約担当部局

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館6階

札幌市子ども未来局子どもの権利救済事務局

電話 011-211-2946 FAX 011-211-2948

3 入札に付する事項

(1) 調達件名

液晶一体型及びノート型パソコンの借受

(2) 仕様等

仕様書による

(3) 納入期限等

ア 借入期間

令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

本調達は地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約のため、契約を締結する日に属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の減額又は削除があった場合には、契約を解除することがあります。

イ 納入期限

令和5年9月29日（金）

(4) 納入場所

札幌市子ども未来局子どもの権利救済事務局（住所は上記2と同じ）

(5) 入札方法

月額で行う。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当すると認められる者でなく、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。

(2) 令和4年度～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」に登録されているものであること。

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- (7) 札幌市内に本店又は支店を有し、札幌市内で業務を実施することができること。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札の日時及び場所

ア 入札日

令和 5 年 7 月 10 日（月）

イ 時刻

午前 11 時

ウ 場所

札幌市建設局みどりの推進部中会議室 1（住所は上記 2 に同じ）

(2) 開札

入札終了後、直ちに上記 5（1）ウの場所にて行う。

(3) 入札書の提出方法

入札書は別紙 1「入札書」にて作成し、上記 5（1）の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函すること（送付及び電送による提出は認めない。）。

(4) 問合せ先及び契約条項を示す場所等

上記 2 の場所。契約条項を示す場所については、下記 URL のホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/assist/nyuusatsu2023pc.html>

(5) 入札の無効

本入札説明書に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態であると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしてお

くとともに、開札時まで別紙2「委任状」を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する別紙2「委任状」を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 仕様書等に関する質問

仕様書等に関して質問がある場合は、質問受付期限までに別紙3「質問票」に質問の要旨を簡潔に記入し、電子メールで送信すること。電子メール以外での質問は受け付けない。

(1) 提出期限

令和5年6月30日（金） 午後4時30分まで

(2) 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に対し随時回答するとともに、広く周知すべきと判断されるものは、内容をホームページで公表する。回答は、告示日の翌日から令和5年7月5日までの間に行う。

(3) 送付先電子メールアドレス

kodomo.assist@city.sapporo.jp

※ メールタイトルは「(団体名) 液晶一体型及びノート型パソコンの借受質問票」とすること。

7 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が札幌市の休日を定める休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除す

ることがある。

(3) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書（案）等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(4) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類（別紙4「一般競争入札参加資格確認申請書」）を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項 契約書（案）のとおり